



2026年 1月30日
第140号

JR東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 梶田 優一
編集 情宣 担当
ホームページ



<http://www.jreu-yokohama1.jp/>

横地申
第13号

「2026年3月ダイヤ改正」等に関する 申し入れ（1月29日）団体交渉を行う！②

5. 現場からの「停車時分」「駅間運転時分」「折返し時分」「始発駅における運転士によるドア扱い・案内設定に要する時分」が足りないという声に基づき、列車ダイヤと作業時分の設定においては、お客さまのご利用状況だけでなく、駅や乗務員の作業実態を踏まえた時分を設定すること。

（回答）列車ダイヤは、お客さまのご利用状況や車両運用、設備条件等を考慮して設定している。

組 合	会 社
現場で社員が苦勞して時分に合わせている認識はあるか。	ダイヤが全てではなく、行路で調整する場合もある。
区別申し入れで挙げる、時分が不足しているという実績と、現場からの声があれば会社としても検証するのか。	項目毎にみて議論していく。
区別申し入れで挙げる区間の「運転時分」について、ランカーブだけでなく運転操縦、時間帯別に、添乗含めて確認するか。	実態を見て議論していく。
折り返し時分は、現地での動線を含めて確認するというところで良いか。	実態は見ていく。
運転士による始発駅でのドア扱い・案内設定による遅れが出た場合、正しい取扱いをしていけばペナルティはないということが良いか。	事実関係を確認するが、正しい取扱いであれば問題ない。
<u>今改正で、今後ワンマンが計画される線区や、新駅、ホームドアが新設となる駅において、停車時分や運転時分を見直しとなる場所はありますか。</u>	<u>根岸線の磯子駅において、乗務交代を見据えて停車時分を見直している。</u> 村岡新駅に関しては、来年度後半に貨物線側の工事に伴う徐行を想定している。 M電線区のホームドア新設線区の停車時分はまだ盛り込んでいないが、検討中の課題である。

6. 行路選択制または交番組固定を利用する乗務員について、ダイヤ改正をまたぐ月の仮勤務が早期に示せるようにすること。

（回答）就業規則等に則り取り扱うこととなる。

ダイヤ改正以降の交番が2月下旬まで分からない。仮勤務の提示について、どのように示すのか。	休みたい日は、希望を伝えることはできる。行路は見えないが、勤務日か休日かは見える。
3月の勤務調整は、2月21日から25日の間に、家族と職場との間で調整する形となる現実がある。	仮勤務の時点で勤務日か休日かはわかるので、本人と勤務作成者とコミュニケーションを取って調整してもらいたい。
ダイヤ改正のスケジュールをより前倒しさせ、仮勤務の発表時点で改正後の行路・交番が分かる状態にできないか。	主張は承るが、ダイヤ改正全体のスケジュールが変更となる必要があり困難である。鉄道特有のものでもある。
輸送総合システムで乗務行路の分割などに制限がある。柔軟に対応するためにシステムの改修を図ること。	システムの改修は現時点で計画は無い。本社へは要望として引き続き伝えていく。

7. ダイヤ改正に関わる設備改修および営業制度の変更にに関して、関係する社員に対する周知・教育・訓練は、ダイヤ改正前までに完了すること。

（回答）必要な周知及び教育・訓練は実施していく。

今ダイヤ改正では、 <u>営業制度の変更が乗務員にも関係する。</u> 東海道線と東海道新幹線の別線扱いなど、 <u>車内清算を行う車掌への教育は行うのか。</u>	<u>必要な教育は行っていく。</u>
車掌が扱うPOSについても改修を行うのか。	手持ちがないため確認する。
乗務員の行路内の、その他時間における指示業務で、駅において精算に携わることもある。教育については、出し手側と受け手側どちらで行うのか。	勉強会などを行っていきが、どちらがやっていくかという点は、箇所間の調整による。
ワンマン化となる横浜線に関して、 <u>接続線区でのワンマン化の周知放送は行っていくのか。</u>	<u>関係する支社と打ち合わせて行っていく。</u>

**ダイヤ改正の大枠に関わる部分の交渉が終了しました
働きやすい職場にしていくために検証をしていこう！**